公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３号
香川県観音寺市観音寺町甲3161番地
債務者　藤川　　均
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１２０２号
福岡市東区下原１丁目14番11―102号
債務者　中尾　尚喜
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８８９号
大阪市住吉区墨江３丁目20番２号　今西かおる方、住民票上の住所大阪市浪速区日本橋東２丁目４番２号　ＭＯＯビル101号
債務者　文　　保京
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９６号
大阪市中央区谷町９丁目３番18―1006号
債務者　義平　　武
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　奈央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２２号
大阪市中央区瓦屋町３丁目５番15号
債務者　徳田　　暁
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２９号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―410号
債務者　森本プレスこと　森本由香里
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４７号
大阪市平野区背戸口１丁目19番３号　202
債務者　東城板金塗装こと　東城　弘和
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　和生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４５号
大阪府守口市大久保町５―76―12、住民票上の住所大阪府守口市大久保町５丁目84番１号
債務者　谷　　典人
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６００号
広島市西区草津梅が台６番１号
債務者　小野寺左千江
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０１号
広島市西区草津梅が台６番１号
債務者　小野寺靖雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２０号
広島市西区横川新町12―７―904、住民票上の住所広島市西区小河内町２丁目24番14―204号
債務者　荒川　真一
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水中　誠三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１号
山梨県甲府市新田町２番29号
債務者　三井　五郎
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７３号
大阪府摂津市三島２丁目２番32―203号アルドーレ
債務者　本間　弥恵
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１２号
大阪府東大阪市出雲井本町３番25号、住民票上の住所大阪府東大阪市布市町３丁目11番46号
債務者　山口　輝繁
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１号
三重県伊賀市野間291番地
債務者　瀧　　智巳
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２７８号
兵庫県明石市大久保町山手台４丁目143番地
債務者　小鶴　和子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係